

後松日記 松岡行義

7

日本隨筆大成

第三期

吉川弘文館

日本隨筆大成 第三期 第四卷

昭和四年十月廿五日發行

編纂者

日本隨筆大成編輯部

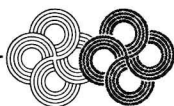
代表 早川純三郎

發行者

桜井庄吉

發行所

日本隨筆大成刊行會



日本隨筆大成

〈第三期〉 7

昭和五十二年四月二十五日 印刷

昭和五十二年五月 十日 發行

編者 日本隨筆大成編輯部

發行者 吉川圭三

發行所 株式會社 吉川弘文館

〒113 東京都文京区本郷七丁目二番八号
電話東京八一三一九一五（代表）
振替口座東京〇一二四四番

製作 株式會社 たんちよう社

解題

後松日記 二十一卷

まつおかゆき
松岡行義 著

有職故実家松岡行義の隨筆である。その二十九歳の文政五年に筆を起して、嘉永元年に歿するまでの二十七年間に記すところで、よくその学殖を伺うに足る好著作をなしている。卷之五の巻首に、「凡日記といふは、一日二日と日をものして書べきを、こは日並もかゝねば、日記とはいひがたかるべけれど、文机のうへにおきて、日毎にみしこと、きく事、いひやりし事など、忘れては名残なからんを書付るによりて、かくはいふなり。されば部も分たず、筆のまに／＼なり。」とあるので本書の性質が知られよう。但し全卷の中で卷之八の天保四年の在京日記は、日次を記しているのであるし、卷之九のたびの日なみと題する部分も、同年の江戸から筑紫への旅行日記であって、必ずしも日次を記さぬ記述ばかりではない。卷之十六の巻首にも天保十四年の筑紫への旅日記が収めてある。本書の内容は、有職故実の万般に亙っているのであるが、その間には行義の人の柄の伺われる条なども存して居り、そこに惹きつけられるものがある。

本書は明治年間、百家説林続編中巻に収められて初めて版になった。その本の奥には、宮内省図書寮に蔵せられる原本に拠った旨が明記せられているのであるが、本文中の用字に手を加えていて、原文通りではない。但し引用するところは、それぞれその書にあたって補訂しているらしいから、原本よりも或いはよくなっているともいえる。旧大成本は一に右百家説林本に拠っている。今回の重刊

にあたっては、宮内庁書陵部蔵の原本を参看して、字句の異動を大方原本に復した。更に国会図書館に蔵する一本（十五冊）にも当って、卷之九のたびの日なみの巻首に存する貼紙を新たに附し、原本の卷之十九に挿入してある行義宛成島司直の書簡をも加えた。

松岡行義、本姓は丹治氏、雙松亭と号す。寛政六年十一月十四日に生れた。父は有職の学に知られた松岡辰方^{とまた}である。行義の名は父ほどには知られないが、その学問は父にも譲らなかった。行義自身も、「そも／＼、ひとり文武の両の道をかねて、礼を講じ古実をとなへ、古を稽へいまに施し行ふもの、おのれ行義が外に誰かはあらん。先師の流れをくみ、父のあとをつぎ家の風を露おとさず。」（本書卷之二十）と自ら信ずるところを記している。そして行義は唯に机上の人だったのみではなく、古物をたずねもとめては、それを模作して研究し、殊に甲冑の製作をよくした。その上にも弓を射、馬を御し、犬追物の復興さえもしている。幕末に於ける有職故実界は、行義の壇場であったといつてよい。嘉永元年十月晦日に歿した。享年五十五歳である。墓は目黒の祐天寺にあり、増田芳江「有職故実家松岡辰方」（学苑八の十）に、その墓を展した折りの記述がみえている。その百巻近くの著作は、稿本のままに伝えられて今日に至って居り、明治三十三年四月発行の雑誌「考古」には、関保之助によってその「甲冑着用図」の解題が書かれている。

本書の重刊に当って、宮内庁書陵部の特別の厚意に預ったことを感謝する。

（小出）

目次

後松日記

.....

一

（解題 北川博邦 小出昌洋）

後
松
日
記

目次

卷之一

他人ノ弓ヲ見ルヲ斟酌スベキ事	三	腰刀ニ鍔ナキ事	元
鍔之事	三	馬手刺 附、大兵、小兵組打論	三〇
同鍔ヲ持セ召具スル事	四	日光山江御参詣陪從ノ郎等刀劔馬具等物語	三〇
弓矢ヲ調度ト云コト	四	衣ヲ六位モ着ル事	三〇
武士北面ヲ忌ム事	四	檳榔毛車	三〇
僧尼服制ノ論	五	茶ヲ喫スル始	三
児ノ髪ヲ生ス事	六	茶道ノ論	三
曾我兄弟名論	六	高角反タル甲誤字ノ論	三
鴉ノ文字	六	仲國小督局ヲ尋ル趣、衣服ノ論	三
卯槌	七	後花園院ヲ後小松院第二皇子トスル事	三
源氏物語作者以下ノ論	六	直衣色ノ論	三
源氏物語ヲ解ス事	六	二重折ノ事	四
沉を焼事 附香壺、香合ノ論	元	風折烏帽子左右ノ論	四
沉ヲ焼男女差別ノ事	元	朝 拝	四
馬ノ毛ニ青ト云事	元	礼 服	四

官当免官

雛遊

江戸ノ風文盲ノ事

烏帽子直衣ノ論

鬢幅

鬢頰

白帷

熨斗目腰ノ論

位記問答

宣旨口宣問答

告使

御転任已下問答

葦手

更衣ノ日着ニ白重ニ事

浄衣ノ事

卷之二

当色

雑色

四

手綱ノ論

三

鞍覆

三

弓ノ握ヲ卷事

三

泥障ヲ敷皮ニ用 附、泥障ノ論

三

海老鞘卷 附、腰刀制作寸法古今ノ論

三

香取神宝黒漆簞

三

伊勢家伝来逆頰簞

三

根合ノ事

三

射揚的

四

鹵簿

四

硯ノ面ニ文字書事

四

襖 位襖也

四

襖子

四

汗衫襖袴

三

白丁

五

膳部

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

三

三

四

四

菊 綿

入道服制

祝髮入道之式

髮置之式

厨子三品

禁 殉

夏直衣皆具

源氏中三幅対注文

髭籠二様

書名書様

槍

卷之三

束帶之事

装束する次第

柏必可_レ著事

半臂已下之事

宿徳のさうぞく

乱の遺風之事

丑 花文附、題文

寅 清 器

卯 女帝之子

辰 致 敬

巳 答 拜

午 礼宴之別

未 源氏之論 附、私撰勅撰令之弁

申 律学之事

酉 古学之事

戌 和漢尊卑之論

亥 服色之論

子 三月十八日之詞

柳下襲慶賀之時著用之証例

屋代問答 附、再問答

桐原問答

柳營服御已下之論

服御々下重

充

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

𠂔

色々下重

武家四位五位論

下重色之論

正月下重之次第

直衣之色

奴袴之色

服御々笏

卷之四

武家衣服 附、着例

賜五山公状之写

黄檗宗尺牘之写

竹屋殿之事

堤中書之事 附、海国兵談之論

有識者を伎芸者流と云事

女子

婚嫁

禁色

車副之装束

服御々平緒

服色之制

乗物之論

轅之論

輿丁之服

色々下襲之証例

七

行步様々

九

下名知式兵

九

六位藏人巡爵

一〇

元服已前叙位 附、例

一〇

幼少叙位

一〇

摂関家養皇子

一〇

養子

一〇

太政大臣摂関列次

一〇

殿上元服

一〇

銚子 附、両口

三

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

飲酒

擬盃

甲冑製作論 二十九条

太刀、刀の柄をまく事

鞆

騎射 二条

堂前之射

軍学已下之論

相撲

烽火

水馬

無道之物語

卷之五

日記と云事

毛松問答

衣更着八日衣文の事

衣冠に革褱の劔を帶する事

紅葉山御参詣一員装束の事

二一 観相

二二 殿の字

二三 掛 薙

二七 薙の種々

二八 今世上下

二八 上下の称

二八 柳營御服 附、色々

二八 大儀之日之事

二九 勅使之事

二九 郡山藩中古文書

二九 花瓶

二九

二九

二〇

二〇

二〇

二〇

二〇

二三

二三

二三

二三

二三

三五 御随身の弓並胡篋負様の事

三五 御車副装束の事

三五 柳營御遊の日装束の事

二六 夏の衣の事 附、夏の衣に練綾の単衣を着

二六 武家冠服の費をおしむ事

二六

二六

二七

二七

二七

日野大納言殿単衣用意の事	一三六	階より以南五丈に石を立ず木も植間敷事	一三三
遠藤但馬守殿御遊の日装束の事	一三六	池の事	一三三
彦根中将殿装束の事	一三六	中島の事	一三三
出衣の事	一三六	客人来る時の事	一三三
下結の事	一三六	女のもとに男来る時の事	一三三
出衣の製様々の事	一三六	格子の事	一三三
夏の衣証文	一三六	内格子、外格子の事	一三四
生衣証文	一三〇	妻戸の事	一三四
一重衣の事	一三三	額間 附、額の事	一三四
ひたひとへの事	一三三	階隠の間の事	一三四
私第の事	一三三	渡殿の事 附、遣水の事	一三四
寢殿の事	一三三	打橋の事	一三五
みすかけ様の事	一三三	馬道の事	一三五
階の事	一三三	塗籠の事	一三五
帳、平敷の事	一三三	放出の事	一三五
対屋の事	一三三	台盤の事	一三六
中門廊 附、釣殿の事	一三三	御帳の事	一三六
車宿の事	一三三	浜床の事	一三六
階の頭に樹を植る事	一三三	やねの事	一三六

すの子の事	一三
沓脱の事	一三
みすかけ様の事	一三
障子の事	一三
衝立さうじの事	一三
立部の事	一三
遣戸の事	一三
かけがねの事	一三
格子、蔀の事	一三
みやこを必みるべき事	一三
板屋の事	一三
垂木の事	一三
軟障の事	一三
冠服徴古の事	一四
安斎翁を難ずる事	一四
人両全を得ざる事	一四

卷之六

狩衣の地様々の事	一三
薄朝服の事	一三
藤次もなきといふ事	一三
留守といふ事	一三
雑袍の名目初りの事	一三
殿上人巡方の帶を用る例	一三
僧位俗位相当の事	一三
結かりぎぬの事	一三
魚綾の事	一三
鎧着初祝文の事	一三
生涯の奢をきわめし事	一三
門院号の事	一三
法親王の事	一三
女房名の事	一三
閑院宮尊号宣下の論附、不踐帝位為太上天皇事	一三

重色目之事

一五

告朔之事

一六〇

居父母喪嫁娶事

一五

薄額冠之事 一名透額

一三一

狩衣水干衣様之事

一五

褶之事

一四

巖有公御法会柳営着御之事

一五

蓋之事

一五

半臂之事

一五

当今女房職員之事

一七

殿上人半臂之事

一五

犬行之事

一六

金覆輪太刀之事

一五

犬坊之事

一六

烏帽子之事

一五

臈当立举之事

一六

牙笏、木笏之事

一五

僧位俗位相当之事

一八〇

有欄無欄衣之事

一五

皇朝西朝之事

一八〇

作庭之事

一五

多遲氏用ニ虎状紋ニ因縁之事

一八

新君更令事

一五

封戸人数及稲員之事

一八

犬追物之事

一五

檀便、桂漿ノクリノ、針袋之事

一八

長鬘飾事

一五

四季色自序之事

一八

駿遠参弓術之事

一六〇

豊水君之文草之論 附、送別歌之事

一八

卷之七

童女のおとなになる事 附、女の刀劔の事

一五

称名事

一八

女の武術に達する事

一五

無位も姓戸を称する事

一八

劔に尻鞆を入れる事	一八九	僧位本位相当の事	一八四
表袴の下より大口を見する事	一八九	鎌倉の武士着染小袖といふ事	一八五
童女の下袴の事	一八九	無位直綴の事 附、黄衣の事	一八七
下衣はあらはすべからざる事	一九〇	帳台問答	一八七
大口袴の事	一九〇	以ニ多治比ニ改ニ丹堀ニ	一九一
大口の製表袴欄の事	一九〇	織襖の事	一九一
弓削の法皇の事	一九一	狩衣裏 附、帯	一九一
劔笏等用ニ古物ニ事	一九一	翹塵狩衣の事	一九一
紫色問答	一九三	練薄物狩衣の事	一九一
卷之八			
在京日記	二〇二		
卷之九			
たびの日なみ	二三		
卷之十			
十列	二三	腰 刀	二五
太后、皇后崩薨	二五	相撲人布曳	二六